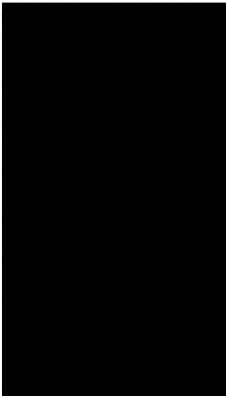


裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和5年(受)第1962号
決定日 令和6年10月10日
裁判所 最高裁判所 第一小法廷
裁判長裁判官 安 浪 亮 介
裁判官 岡 正 晶
裁判官 堺 徹
裁判官 宮 川 美 津 子
当事者等 申立人 
申立人
申立人
申立人
申立人
申立人
申立人
申立人
申立人
申立人
申立人
上記9名訴訟代理人弁護士 櫻町直樹 ほか
相手方 学校法人東京医科大学
同代表者理事長 矢崎義雄
同訴訟代理人弁護士 田辺克彦 ほか
原判決の表示 東京高等裁判所令和4年(ネ)第4774号(令和5年5月30日
判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和6年10月10日

最高裁判所 第一小法廷

裁判所書記官 西田 三佐子

これは正本である。

令和6年10月10日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官

西田 三佐子

